

頑張るふるさとを応援してください！

# ふるさと応援寄附金制度が始まりました

「ふるさとを応援したい」という思いをかたちにするために、個人住民税の一部を応援したい自治体に納めることを可能にする「ふるさと納税」がスタートしました。市でも、「長門市ふるさと応援寄附金」としてホームページを立ち上げ、受付を始めています。長門市で生まれ育った方や長門市が大好きな方などに呼びかけていただき、ふるさと長門市への応援をお願いします。



## ◆寄附金の使途

### 自然環境や景観の保全に関する事業

本市の特徴である美しい海岸、棚田、町並みなどの景観を保全することにより、貴重な地域資源を次世代へ継承し、人々の心を癒す景観形成と魅力ある地域づくりを推進します。  
例：海岸美化活動、棚田保全、町並み景観の形成など



▲油谷棚田 ▲青海島 ▲千畳敷

### 伝統文化の保存継承に関する事業

金子みすゞや香月泰男などの本市にゆかりのある歴史・文化人を活かした文化活動を支援し、地域行事や文化体験を通じて地域の歴史・文化の継承を推進します。  
例：金子みすゞの顕彰、文化体験行事の推進など



▲金子みすゞ ▲香月泰男 ▲村田清風

### 6次産業の振興に関する事業

農林水産業や商工業などの地域産業が連携して地域の新鮮で安全な農林水産物を活用した特産品開発を進めます。また、地域の自然資源を活用し、農林漁業体験やマリンスポーツを推進し、温泉旅館などの観光資源と連携した体験型観光により観光客と地域住民との交流を図ります。  
例：ツーリズム事業の推進、特産品の開発など



▲長門和牛 ▲仙崎かまぼこ ▲やきとり世界一に挑戦

○伝統文化の保存継承に関する事業  
○6次産業の振興に関する事業

◆「ふるさと納税」の手続き  
寄附申込書を長門市役所企画政策課まで電子メール（ファイル添付）、郵送、ファックス等により送付してください。寄附申込書受付後、市から入金に必要な書類を郵送しますので、所定の金融機関等からご入金ください。

※寄附申込書は、長門市公式ホームページからダウンロードできます。そのほか、市企画政策課まで電話、電子メール等でご請求ください。（市役所・各支所窓口にもあります。）  
長門市ホームページアドレス  
<http://www.city.nagato.yamaguchi.jp/>  
電子メールアドレス  
[turusato@city.nagato.lg.jp](mailto:turusato@city.nagato.lg.jp)

◆「ふるさと納税」のお礼  
市外在住者で1万円以上の寄附をしていただいた方には、長門市ホームページから「ふるさと納税」の特産品（6次産品）を1点お届けします。ふるさとの産品をご賞味いただき、その良さを応援していただきます。

○ふるさと産品  
仙崎かまぼこ等「水産加工品詰め合わせセット」、長州赤どり「たたきセット」、長州どり「焼き鳥セット」、長門和牛「すきやき用」、野菜など「長門の味セット」、鶏卵せんべいなど「菓子詰め合わせセット」、お米（長門大津穂垂米）、「楊貴妃の夢」から選択

◆「ふるさと納税」とは  
出身地に限らず、地方公共団体に寄附した場合、5千円を超える部分について、翌年の確定申告に寄附金の領収書を添付すれば、個人住民税の所得割額の10%を限度として所得税と合わせて控除されます。

◆「ふるさと納税」の使途  
お寄せいただいた寄附金は、長門市のまちづくりのため、次の事業に活用させていただきます。

○自然環境や景観の保全に関する事業

＜税金の控除例＞  
給与収入700万円で4人家族（夫婦+子ども2人）の場合

- 個人住民税（所得割額）：293,500円
- 所得税の限界税率：10%

■長門市へ40,000円寄附した場合  
5千円を超える3万5千円が控除の対象となります。

※控除対象額は、所得や家族構成によって一人ひとり異なりますので、詳細についてのお問い合わせは、お住まいの市区町村税務担当窓口をお願いします。税制度全般についてのお問い合わせは、長門市役所税務課市民税係(TEL 23-1124)まで。  
※控除を受けるためには、確定申告が必要です。

例：40,000円を寄附した場合

|                                  |                           |                             |                  |
|----------------------------------|---------------------------|-----------------------------|------------------|
| 地方公共団体への寄附金：40,000円              |                           |                             |                  |
| A 適用下限額<br>(寄附金控除の対象外)<br>5,000円 | 寄附控除対象（適用下限額5,000円を超える部分） |                             |                  |
|                                  | B 所得税控除<br>3,500円         | C 個人住民税控除 31,500円           |                  |
|                                  |                           | 基本控除額<br>3,500円             | 特例控除額<br>28,000円 |
| 自己負担分                            |                           | 所得税と個人住民税合わせて35,000円が控除されます |                  |

◆「振り込め詐欺」に注意を！  
「ふるさと納税」をかたつた寄附の強要や詐欺行為には十分に注意ください。長門市では申込をいただいた方以外に振込等の入金をお願いすることは一切ありません。

◆「応援の呼びかけ」  
市外にお住まいのお知り合いの方々の「ふるさと長門市への寄附」の呼びかけにご協力をお願いします。

■問い合わせ 企画政策課  
企画調整係 TEL 23-11116